

制限付き一般競争入札および指名競争入札における営業所認定基準

(目的)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札および指名競争入札において、不適格業者の参加を防止し、入札および契約の適正化の推進に資することを目的とする。

(要件)

第2条 市内に本店または支店等を有する事業者は、坂出市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている営業所（以下「営業所」という。）において、契約の見積もり、入札その他の契約締結に係る実態的な行為のすべてを完結できなければならないものとする。

2 前項に規定するもののほか、営業所として認定するにあたって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 営業所には、営業事務を執り行える事務用什器および事務用機器が備え付けられているとともに、営業所の所在を明らかにした看板または表札が表示されていること。

(2) 営業所には、営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、常時契約を締結する権限を有する責任者が常駐していること。

(3) 営業所が、不在転送電話の設置または単に取次ぎ職員や連絡員を配置しているのみではないこと。

(4) 市税等を滞納していないものであること。

(実態調査)

第3条 市は、前条の要件を確認するため、営業所の所在、営業活動の実態等について、必要に応じ随時調査を行うものとする。

(調査方法)

第4条 調査は、原則として予告をせずに、現場の確認、聴取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示または提出を求めるとともに、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

(調査報告)

第5条 市は、調査の結果を坂出市工事請負等審査委員会に報告し、改善を要すると認められた場合は、改善の指示を行うものとする。

(指名停止等)

第6条 前条の規定による改善の指示に従わない場合、または正当な理由なく調査を拒んだ場合は、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和63年6月1日要綱）に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定により改善を要すると認められた場合は、指示された事項について改善が完了するまでの間は、入札参加を制限することができるものとする。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。